

○公害等調整委員会規則第 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>(映像と音声の送受信による通話の方法による審理) 第十四条の七の二 裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、審理の期日における手続を行うことができる。 2 前項の期日に出頭しないのでその手続に関与した事件関係人は、その期日に出頭したものとみなす。 3 第一項に規定する方法によって審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一 通話者 二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 4 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。 (進行協議) 第十四条の八 「略」 2 裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、前項の規定による協議(以下この条において「進行協議」という。)における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び事件関係人双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。 3 進行協議に出頭しないで前項の手続に関与した事件関係人は、その進行協議に出頭したものとみなす。 4 第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一 通話者 二 通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 5 裁定委員会は、進行協議における手続を行うときは、委員会の事務局の職員に命じて行わせることができる。</p>	<p>〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。